

本籍	現住所	出生地	氏名			出生年月日	昭和七年七月三日生	
			年	月	日	姓	名	序名
"	"	"	"	"	"	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会	ふりがな ね ころ やす ちか
"	"	"	三一	三	一	京都大学法学部卒業	最高裁判所	氏名 根來泰周
"	"	"	三二	四	一	司法修習生を命ずる	最高裁判所	旧氏名
"	"	"	三三	四	三	司法修習生の修習終了	"	
"	"	"	三四	三	五	検事二級（札幌地方検察庁検事）に採用する	法務省	
"	"	"	三五	二五	一五	旭川地方検察庁検事に配置換する	"	
"	"	"	三六	五	一二	名古屋地方検察庁検察官事務取扱を命ずる		
"	"	"	三七	八	一〇	ただし期日は五月二三日一日限りとする		
"	"	"	三四	一〇	二三	東京地方検察庁検察官事務取扱を命ずる	最高検察庁	
"	"	"	四五	一一	二二	東京地方検察庁検察官事務取扱を免する	法務省	
"	"	"	四五	三	二七	神戸地方検察庁検事に配置換する	最高検察庁	
"	"	"	四六	六	一八	東京地方検察庁検察官事務取扱を免する	法務省	
"	"	"	四七	七	七	東京地方検察庁検察官事務取扱を免する	最高検察庁	
"	"	"	四八	一〇	一	東京地方検察庁検事に配置換する	法務省	
"	"	"	四九	一〇	一〇	法務事務官（法務大臣官房人事課付）に併任する	法務省	

四六	三	二五	法務大臣官房人事課付に充てる	法務事務官（法務大臣官房人事課付）の併任を解除する	法務事務官（法務大臣官房人事課付）の併任を解除する	法務事務官（法務大臣官房人事課付）の併任を解除する
"	"	四	二四	アメリカ合衆国へ出張を命ずる	出張期間は昭和四六年五月一八日から同月二三日までとする	"
"	"	五	二〇	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	併任の期間は昭和四六年一二月三一日までとする	"
"	"	八	二七	沖縄へ出張を命ずる	出張期間は昭和四六年九月八日から同月一三日までとする	"
"	"	九	一〇	司法試験（第二次試験）考査委員に併任する	併任の期間は昭和四六年一二月三一日までとする	"
"	"	四七	一一	司法試験（第一次試験）考査委員に併任する	併任の期間は昭和四七年一二月三一日までとする	"
"	"	五	二七	法務大臣官房人事課付に充てる（を解く）	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	"
"	"	四八	一	法務事務官（法務大臣官房人事課付）に併任する	併任の期間は昭和四七年一二月三一日までとする	"
"	"	四八	二四	法務大臣官房人事課付に充てる（を解く）	出張期間は昭和四七年三月一七日から同月二六日までとする	"
"	"	三	一六	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	沖縄へ出張を命ずる	"
"	"	二六	二六	司法試験（第二次試験）考査委員に併任する	併任の期間は昭和四八年一二月三一日までとする	"
"	"	六	二六	法務事務官（法務大臣官房人事課付）に併任する	併任の期間は昭和四八年一二月三一日までとする	"
"	"	八	一五	法務大臣官房人事課付に充てる（を解く）	法務事務官（法務大臣官房人事課付）の併任を解除する	"
"	"	一〇	一〇	法務事務官（法務大臣官房人事課付）に併任する	かねて法務大臣官房人事課付に充てる	"
国税庁				法務事務官（法務大臣官房人事課付）の併任を解除する	法務事務官（法務大臣官房人事課付）に併任する	"

				根 來 泰 周
			二五	検察官特別考試審査会臨時委員の併任を解除する
四九	二	七		司法試験（第二次試験）考査委員に併任する
				併任の期間は昭和四九年一月三一日までとする
		五	一〇	オランダ、西ドイツ、オーストリア、イスズ、フランス、連合 王国、フィンランド、スウェーデン及びデンマークの各国へ出 張を命ぜる
				出張期間は昭和四九年六月六日から同年七月九日までとする
		五〇	一	かねて法務総合研究所教官に充てる
				司法試験（第二次試験）考査委員に併任する
				併任の期間は昭和五〇年一月三一日までとする
		五一	二	かねて法務省人権擁護局付に充てる
				大蔵事務官（国税庁調査審査部査察課）の併任を解除する
		五一	一	司法試験（第二次試験）考査委員に併任する
				併任の期間は昭和五一年一二月三一日までとする
			法 務 省	
昭和五一	三	一一	法務大臣官房参事官に充てる	
			法務省人権擁護局付に充てることを解く	
			法務総合研究所教官に充てることを解く	
		五三	七	東京高等検察庁検事に配置換する
			法務大臣官房参事官に充てる	
		五四	四	法務省刑事局刑事課長に充てる
			法制審議会幹事に併任する	
		五五	六	法務省刑事局総務課長に充てる
			検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	
			併任の期間は昭和五五年一二月三一日までとする	
			日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の	
		一八		地位に関する協定第一五条による合同委員会の補助機関たる刑

			事裁判管轄権分科委員会日本代表を委嘱する	外務省
五六	"	七	二	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会幹事に任命する
五六	一	九	法務大臣官房人事課長に充てる	法務省
五六	"	"	法務省人事管理官を命ずる	"
五六	"	"	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第一五条による合同委員会の補助機関たる刑事裁判管轄権分科委員会日本代表の委嘱を解く	最高裁判所
五六	"	"	公証人審査会委員に併任する	外務省
五六	"	"	併任の期間は昭和五六年一二月三一日までとする	法務省
五六	"	"	副検事選考審査会予備委員の併任を解除する	"
五六	"	"	法務省共済組合運営審議会委員を命ずる	"
五六	一	一〇	任期は昭和五七年六月三〇日までとする	"
昭和五六	二	二五	法制審議会幹事の併任を解除する	法務省
昭和五六	"	"	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会幹事を免ずる	最高裁判所
三	一一	一	司法修習生考試委員会委員を委嘱する	"
五	一	一	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	"
五七	一	一	併任の期間は昭和五六年一二月三一日までとする	法務省
五七	一	一	公証人審査会委員に併任する	"
五七	一	一	併任の期間は昭和五七年一二月三一日までとする	法務省
五	一	一	昭和五七年度司法試験（第一次試験）考査委員に併任する	"
五	一	一	併任の期間は昭和五七年一二月三一日までとする	"
五	一	一	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	"
五八	七	一	併任の期間は昭和五七年一二月三一日までとする	"
五八	一	一〇	法務省共済組合運営審議会委員を命ずる	"
"	一九	昭和五八年司法試験（第二次試験）考査委員に併任する	"	"
"	"	併任の期間は昭和五八年一二月三一日までとする	"	"

五九	一	一	公証人審査会委員に併任する					
"	"	"	昭和五九年度司法試験（第一次試験）考査委員に併任する					"
"	"	"	併任の期間は昭和五九年一二月三一日までとする					"
"	"	"	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する					
"	"	"	併任の期間は昭和五九年一二月三一日までとする					
"	"	"	司法修習生考試委員会委員を委嘱する					
"	"	"	法務省共済組合運営審議会委員を命ずる					
"	"	"	法務省地方検察庁検事正に配置換する					
"	"	"	公証人審査会委員の併任を解除する					
"	"	"	法務省人事管理官を免ずる					
"	"	"	法務省共済組合運営審議会委員を免ぜる					
"	"	"	司法修習生考試委員会委員の委嘱を解く					
"	"	"	最高検察庁検事に配置換する					
"	"	"	法務大臣官房長に充てる					
昭和六〇	一二	一九	第一〇二回国会政府委員を命ぜる	法	務	省		
"	"	"	法制審議会幹事に併任する	法	務	省		
"	"	"	第一〇四回国会政府委員を命ぜる	内	閣			
"	"	"	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員に任命する	内	閣			
六一	一	二三	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二五条による合同委員会日本政府代表代理を命ずる	最高裁判所				
"	二	一八	日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第一〇条による合同会議日本政府代表代理を命ずる	内	閣			
"	"	"	第一〇七回国会政府委員を命ぜる	内	閣			
"	"	"	第一〇八回国会政府委員を命ぜる	内	閣			
六一	七	六	第一〇九回国会政府委員を命ぜる	内	閣			
"	"	"	第一一一回国会政府委員を命ぜる	内	閣			

